

1. 件名：中部電力株式会社による浜岡原子力発電所4号原子炉施設において用いた資材等に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る認可申請に関する面談（2）

2. 日時：令和2年7月9日（木）13時00分～15時10分

3. 場所：原子力規制庁 10階南会議室（音声通話により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門

志間企画調整官、金岡上席安全審査官、菅生主任安全審査官、古田安全審査専門職

長官官房 技術基盤グループ 核燃料廃棄物研究部門

酒井技術研究調査官、吉居技術研究調査官、川崎技術参与

中部電力株式会社

廃止措置部 廃棄物管理課 副長 他6名

株式会社テクノ中部

浜岡事業所 廃棄物技術課 副長

5. 要旨：

中部電力株式会社（以下「中部電力」という。）と、令和2年6月26日に実施した第3回クリアランスに関する審査会合において原子力規制庁から指摘した事項等について、以下のとおり面談を実施した。

(1) 中部電力から、指摘事項に対する回答、法令等への適合性及び今後の審査の進め方について、配付資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の内容について指摘した。

- ・ 評価に用いる放射性物質の選定において、放射化汚染の影響は無視できる程度であると評価しているが、放射化汚染の評価に用いる放射性物質を選定している根拠を示すこと
- ・ 炉水中での核種の生成率及び炉水から配管表面への付着率を一定とした根拠を示すこと。
- ・ 各評価において、比表面積の代表値として平均値を用いている根拠を示すこと。
- ・ 放射線測定装置の具体的な測定効率の設定方法を示すこと。
- ・ 設定した検出限界値に不確かさを加えてもクリアランスレベルを上回らないことを示すこと。
- ・ 異物の混入等の防止措置及び品質保証について具体的な内容を示し、申請書本文又は添付書類に記載する程度を示すこと。

(3) 中部電力から、今回の面談を踏まえ対応する旨の発言があった。

6. その他：

中部電力株式会社からの配付資料

- ・クリアランス審査面談の進め方（案）
- ・浜岡4号炉低圧車軸クリアランス認可申請書に対するコメントリスト(案)
- ・浜岡4号炉低圧車軸へのクリアランス制度適用に関する審査基準の要求事項への適合性確認
- ・浜岡4号炉低圧車軸の認可申請内容（変更点）
- ・評価対象核種の選択方法について
- ・サンプリング測定適用のための汚染状況について
- ・Ge半導体検出器でCo-60を測定する際の検出限界計数率について
- ・線源試験概略図について
- ・クリアランスレベル（D/C=1）付近の測定評価について

以上